

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項第11号（許可の基準）及び第7条（保管設備） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）並びに第4条第1項及び同条第2項において準用する第2条第5項（営業所の移転の許可申請） 質屋営業法施行細則第5条（質物の保管設備の基準）
審 査 基 準： 営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が質屋営業法施行細則第5条第1項に規定する基準を満たしているときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係（電話 097-536-2131） 当該申請に係る営業所の所在地を所轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：